

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	住宅	住宅取得促進助成金	<p>★ 人口減少を抑制するとともに定住化を図り、活力あるまちづくりの推進と地域経済の活性化に資することを目的として、住宅を取得し定住する者に対して、助成金を交付します。</p> <p>■助成額</p> <p>○町内における住宅取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅又は建売住宅を取得した場合 20万円</li> <li>・中古住宅を取得した場合 10万円</li> </ul> <p>○上記に対する加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入者である場合 10万円加算</li> <li>・同一世帯に高校生以下の子どもが1人いる場合 10万円加算(商品券)</li> <li>・同一世帯に高校生以下の子どもが2人以上いる場合 20万円加算(商品券)</li> <li>・婚姻から3年かつ子どもがいない世帯 10万円加算(商品券)</li> <li>・新築住宅の施工が町内業者である場合 10万円加算(商品券)</li> <li>・世帯責任者が1人の場合(ひとり親家庭) 10万円加算</li> <li>・空き家バンク登録者と契約を交わした場合 10万円加算(商品券)</li> </ul>
肝付町	住宅	住宅リフォーム支援事業	<p>★ 住宅の長寿命化、地域経済の活性化、雇用の創出を図るため、町民が町内業者を利用して、住宅のリフォームを行う場合に、予算の範囲内でその経費の一部を助成します。</p> <p>■助成額</p> <p>助成対象経費の15%(上限15万円)</p> <p>■加算金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 同一住宅に、親と子と孫の3世代以上の親族で居住するもの</li> <li>イ 高校生以下の子供が同居する子育て世帯</li> <li>ウ 65歳以上の高齢者又は4級以上の身体障害者手帳、3級以上の精神保健福祉手帳 B1以上の療育手帳の交付を受けている方が同居する高齢者等世帯</li> <li>エ 2年以上の居住実績のない住宅で、現在空き家バンクに登録してある</li> </ul> <p>または改修後、空き家バンクに登録するもの</p> <p>※ア～ウの加算金は、助成対象経費の10パーセントに相当する額とする。(上限10万円)</p> <p>エの加算金は、助成対象経費の20パーセントに相当する額とする。(上限20万円)</p> <p>■助成対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に居住し、住民登録を行っている者。又はリフォーム後に町内に居住し、住民登録を行う予定の者</li> <li>・助成金交付の対象となる経費(消費税を含む)が20万円以上であること</li> <li>・町内業者等が施工すること</li> <li>・本事業の助成金交付決定を受ける前に、リフォーム工事に着手していないこと</li> <li>・各年度7月1日から2月末日までの期間にリフォーム工事が終了すること</li> </ul>
肝付町	住宅	空き家バンク制度	<p>★ 空き家の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を図るために、町が空き家の情報の提供を行います。</p> <p>空き家を貸したい方・売りたい方に空き家の情報を登録していただき、空き家を借りたい方に空き家の情報を町のホームページや窓口で提供します。</p>
肝付町	住宅	空き家バンク登録推進助成金	<p>★ 空き家バンク制度への空き家の登録を促進、肝付町内にある使える空き家の利活用を促し、空き家の増加防止を図ることを目的として、空き家バンクに登録した空き家の所有者に対して、助成金を交付し、移住者が住環境を選択する際に選択肢が増えるよう、空き家バンク制度の登録促進を図ります。</p> <p>■実施年度</p> <p>令和2～4年度</p> <p>■助成額</p> <p>登録する空き家に係る家屋に対して賦課された固定資産税額に相当する額とし、上限が5万円で、5千円以下であるときは5千円を助成金の額とする。</p>
肝付町	住宅	空き家成約助成金	<p>★ 町内にある使える空き家の利活用を促し空き家の増加防止を図ることを目的として、空き家バンクに登録した空き家を移住希望者又は町内在住者が利活用し、成約した場合において所有者に対して、助成金を交付します。</p> <p>■実施年度</p> <p>令和2～4年度</p> <p>■助成額</p> <p>5万円</p>
肝付町	住宅	空き家家財道具等処分補助金	<p>★</p> <p>■対象者</p> <p>空き家バンク登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した所有者または入居者</p> <p>■対象経費</p> <p>上記物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費</p> <p>■補助金額</p> <p>対象経費の1/2(10万円上限)</p> <p>※この補助金は事前(処分等を行う前)に申請が必要となります。</p> <p>※この補助金の運用期間は令和3年3月31日までにあります。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	住宅	合併浄化槽補助金制度	<p>★ 町内全域において専用住宅に国庫補助指針に適合する小型合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。</p> <p>■単独浄化槽から転換 432,000円（5人槽） 514,000円（6～7人槽） 648,000円（8～10人槽） ※町内業者で設置工事をした場合50,000円加算</p> <p>■くみ取りから転換 332,000円（5人槽） 414,000円（6～7人槽） 548,000円（8～10人槽） ※町内業者で設置工事をした場合50,000円加算</p>
肝付町	住宅	エコキュート設置費補助	<p>★ 省エネ・低CO2排出なライフスタイルを実践していただくために、台所やお風呂への給湯機のなかで特にエネルギー効率がよく環境にやさしい自然冷媒ヒートポンプ給湯機「エコキュート」を設置した方に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助しています。</p> <p>■対象者 ・町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者 ・町税等に滞納がない者</p> <p>■補助額 エコキュート1台の導入につき20,000円</p>
肝付町	住宅	住宅用太陽光発電設備の設置補助	<p>★ 地域の温暖化防止およびクリーンエネルギー導入の普及を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置した方に、その費用の一部を予算の範囲内で補助しています。</p> <p>■対象の設備 太陽光発電普及拡大センター（JーPEC）に登録されている最大出力10kw未満のシステムで、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費の対象となっていた太陽光発電システム</p> <p>■対象者 ・町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者 ・町税等に滞納がない者</p> <p>■補助金 1kwあたり15,000円（補助上限額70,000円）</p>
肝付町	住宅	住宅用リチウムイオン蓄電池の設置費補助金	<p>★ 住宅用太陽光発電システムで創生した電力の地産地消及び災害等による停電時における独立電源設備の普及を促進することにより、エネルギーの自給率の向上及び災害に強い地域づくりに取り組みます。</p> <p>■対象者 町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者 町税等に滞納がない者 他</p> <p>■助成額 1基あたり8万円</p>
肝付町	住宅	住宅用燃料電池(エネファーム)の設置費補助金	<p>★ 地球資源の保全や温暖化防止に大きく貢献できる住宅用燃料電池の設置者を支援し、電力の地産地消及び災害等による停電時における独立電源設備の普及を促進することにより、エネルギーの自給率の向上及び災害に強い地域づくりに取り組みます。</p> <p>■対象者 町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者 町税等に滞納がない者 他</p> <p>■助成額 1基あたり8万円</p>
肝付町	住宅	ZEH住宅取得補助	<p>★ 地球資源の保全や温暖化防止に大きく貢献できるZEH住宅の取得者を支援し、エネルギーの自給率の向上及び災害に強い地域づくりに取り組みます。</p> <p>■対象者 ・町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者 ・町税等に滞納がない者 他 ・町内にZEHを新築若しくは購入し、又はZEHに改築した住宅（店舗との併用住宅を含む。）に自ら居住する個人 ・ZEH国採択事業者が実施する補助事業に応募し、ZEH国採択事業者からZEH国補助金の交付の確定通知書を受理している者</p> <p>■助成額 ZEH国補助金の1/2（最大35万円、マイナンバー取得者は13,000円加算）</p>